

全九州アルパインガイドクラブ規約

第1章 総則

第1条

本クラブは、全九州アルパインガイドクラブ（ALL KYUSHU ALPINE GUIDE CLUB 略称 AAGC）といい（以下本クラブという）事務局を九州管内におく。

第2条

本クラブは、日本に在住する個人で、第4条の目的に賛同して加盟した者で組織し、必要に応じて支部を置く。

第3条

本クラブは（公益社団法人）日本山岳ガイド協会に加盟する。

第2章 目的および事業

第4条

本クラブは、正しい登山を指導普及して将来に向けてその健全な発展を図りながら、国民体育ならびに環境保全に寄与することを目的とする。

第5条

本クラブは、前条の目的を達成するために次の項目を履行する。

- （1）登山技術の指導
- （2）登山道徳の啓蒙、普及
- （3）山岳事故の予防と安全対策に関する啓蒙、普及
- （4）山岳環境保全運動の推進
- （5）機関紙、その他啓蒙出版物の発行
- （6）「安全」で「楽しむ」ための「登山教室」の開催
- （7）その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第6条

本クラブ会員は、規約に基づき各機関に代表を派遣し、本クラブならびに（公益社団法人）日本山岳ガイド協会のあらゆる問題に関与し、均等な取り扱いをうける権利を有する。

（1）特別会員

登山、環境保全、協会運営などについての経験者で、総会の過半数以上の承認をうけたもの。

（2）名誉会員

目的達成のために多大な貢献をしたもの。

(3) アドバイザー

本クラブ、(公益社団法人) 日本山岳ガイド協会の趣旨や事業は十分に理解しているが、種々の都合により会員となり得ないもの。

(4) 新入会員は入会を理事会にて決定する。

(5) 承認をうけた新入会員は、(公益社団法人) 日本山岳ガイド協会へ入会申請する。

(6) 正会員は3年間の資格有効期限内に「資格更新研修」を受講し、資格更新を行わなければならない。

第7条

本クラブに加盟する者は(公益社団法人) 日本山岳ガイド協会会費規定の入会金及び年会費の会費にプラスして AAGC 年会費 ¥ 10,000 を納入しなければならない。また AAGC に途中入会の場合は年会費を限度に残存月数× ¥ 1,000 にて会費を納入する。

第8条

本クラブに加盟する個人は(公益社団法人) 日本山岳ガイド協会 発行の「会員証、会員バッジ」を有し、会員証、会員バッジを破損、紛失した場合は会員が(公益社団法人) 日本山岳ガイド協会へ手続きを行う。

第9条

本クラブ会員は、上記「会員証、会員バッジ」などを、他人に譲渡、悪用、また会員情報を外部へ漏らしたり、悪用してはならない。

尚、著しく会員として不都合な行為が発覚した場合は、会員の 過半数以上の賛同で会員資格を喪失するものとする。

第10条

本クラブを退会するときは、所定の用紙に退会届と、「会員証、会員バッジ」を返却しなければならない。但し、未納金は納入し、既納の金品は返却しない。

第11条

休会については、(公益社団法人) 日本山岳ガイド協会「会員規程」第 10 条(休会)(1)(2)、第 11 条(休会の届け出及び処遇)、(1)(2)(3)(4)(5)に準じる。その他、本規約にない会員条文については「(公益社団法人) 日本山岳ガイド協会」の規約に準じる

第 12 条

「資格更新研修」については、日本山岳ガイド協会 試験・研修委員会が示す「資格更新研修会開催要項」に従う。また期限以内に受講していない場合は、日本山岳ガイド協会 会員規則第 15 条 2 に従い、研修が終了し、新たなガイド資格証が交付されるまでの間はガイド資格を停止する。

第 13 条

その他、本規約にない条文については「（公益社団法人）日本山岳ガイド協会の規約に準じる。

第 4 章 機関

第 14 条

本クラブに次の機関を置く

- 1、総会
- 2、理事会

第 1 節

第 15 条

本クラブ総会は決議機関である。

第 16 条

定期総会は毎年 1 回、4 月、前年度総会にて決定、会長がこれを招集する。ただし次の場合は臨時総会を招集することができる。

- 1、会長、理事会が必要とみとめた時
- 2、会員の 3 分の 1 以上の要求があった時

第 17 条

総会の議長は、会長、又は、総会の「出席者」の中から選出する。

第 18 条

総会において決議する事項は承認を得なければならない。

- 1、規約の改正
- 2、収支予算と決算
- 3、事業計画と報告
- 4、理事会で必要と認めた事項

第 2 節 理事会

第 19 条

理事会は、執行機関であり役員をもって構成し会長が議長となり、総会の決議事項及びその他の緊急の業務を執行する。理事会の決議事項は調整して、総会で報告、承認されなければならない。

第 3 節 会議

第 20 条

本クラブの各機関会議の通告については、

- 1、総会 30 日前、
- 2、理事会 30 日前

但し、会長が緊急やむをえない時と判断した場合は、理事会は予告日数を短縮することができる。

第 21 条

各会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、決議は出席者の過半数をもって表決とする。

また、理事会が認めた場合、各会議は対面での参加に限らず、ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等でのシステムによる参加も認めるものとする。

第 22 条

総会に出席しない正会員は、予め通知された事項について書面または FAX もしくは電磁的方法をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

第 5 章 役員

第 23 条

本クラブに次の役員を置く

- 1、会長 1 名
- 2、副会長 1 名
- 3、理事若干名
- 4、事務局長 1 名

第 1 節 任務

第 24 条

会長は本クラブを代表し、会務を総括し（公益社団法人）日本山岳ガイド協会の代議員を兼任する。

第 25 条

副会長は会長を補佐し、会長に何かある時は、その任務を代行する。

第 26 条

理事は、本クラブ業務の処理実行にあたり、会長、副会長を補佐する。

第 27 条

会計監査は会計を年 1 回監査し、その結果を総会にて報告しなければならない。

第 2 節 選出方法

第 28 条

会長、副会長、理事は、本クラブ総会にて選任する。

第 29 条

役員任期は、次の通りとし再任を妨げない。

1、役員任期 2 年

第 30 条

役員に欠員が生じた場合は、理事会において推挙し、在任期間の理事を補充することができる。

第 6 章 会計

第 31 条

会計は事務局長の責任において会長が管理する。

第 32 条

本クラブの会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 33 条

各個人から会計閲覧の要求があった場合は、直ちに応じなければならない。

第 7 章 賞罰

第 34 条

本クラブの会員が規約に違反し、統制を乱し業務を怠り、又は本クラブの名誉を毀損した場合は、理事会の決議、本クラブ総会により、除名、権利の停止、又は戒告することができる。

第 35 条

著しく会費未納を続ける会員、やむを得ない理由を除き総会及び各種講習会等に 2 年連続欠席する会員、資格更新研修を受講しない会員は理事会の決議後、本クラブ総会により、除名、権利の停止、又は戒告することができる。

また（公益社団法人）日本山岳ガイド協会の規則を適用する

第 8 章 補則

第 36 条

規約にないもので、規約に疑義が生じた場合は、その都度理事会に図り決定する。

第 37 条

この規約は、西暦 2023 年 4 月 1 日から運用する。

附則

1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。

2 2004 年 4 月 1 日 改正

3 2007 年 4 月 1 日 改正

4 2011 年 4 月 1 日 改正

5 2013 年 4 月 1 日 改正

6 2018 年 4 月 1 日 改正

7 2023 年 4 月 1 日 改正